平成２１年（フ）第５７７５号
東京都板橋区蓮沼町63番７号
破産者　株式会社カクヨウ
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８０７号
愛知県北名古屋市九之坪下葭田135－１　ＧＫビル１階、商業登記簿上の本店所在地愛知県北名古屋市弥勒寺東３丁目34番地
破産者　株式会社ドクターコスメティック
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４１号
東京都あきる野市秋留１丁目７番地２ベル・ドミール吉村101号、開始決定時の住所東京都八王子市下柚木1400番地51
破産者　戸田　剛正
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０８８号
京都市伏見区醍醐上ノ山町21番地４　Ｃ３－304
破産者　株式会社ユニライフ
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２２６号
長崎県諫早市松里町1060番地６
破産者　濱　孝一郎
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
札幌市中央区南１条東６丁目１番地13ライフシティ大通1202号、開始決定時の住所札幌市西区山の手４条11丁目６番１―305号
破産者　工藤　清隆
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
宮城県石巻市須江字池袋11番地２
破産者　小野　　宏
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
宮城県石巻市泊浜泊71番地、従前の住所宮城県牡鹿郡牡鹿町大字泊浜字泊71番地
破産者　松川富士雄
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
埼玉県越谷市大字下間久里334番地30、開始決定時の住所埼玉県越谷市大字弥十郎60番地４
破産者　佐々木忠昭
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
埼玉県越谷市東越谷２丁目14番地５ホワイトコート201、旧住所埼玉県越谷市宮本町１丁目68番地１ピースフル越谷201号
破産者　阿部　文男
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８２６号
兵庫県神戸市垂水区下畑町字鷲ケ尾303番地の９県住１―1006号、開始決定時の住所兵庫県加古郡播磨町大中１丁目14番23号
破産者　ログキャビンこと　長田　　薫
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８２７号
兵庫県神戸市垂水区下畑町字鷲ケ尾303番地の９県住１―1006号、開始決定時の住所兵庫県加古郡播磨町大中１丁目14番23号
破産者　長田　憲雄
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９４号
広島市佐伯区美鈴が丘緑３丁目９番３号
破産者　井上　豊子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０号
福岡県糸島市板持１丁目14番13号
破産者　ＯＦＦＩＣＥ　Ｔ―ＦＯＵＲこと　江口　孝史
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２７号
長崎県長崎市愛宕１丁目32番28号
破産者　白石　武將
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
長崎県松浦市調川町白井免849番地、前住所群馬県館林市西高根町33番地の９　バーナビー―205
破産者　豊澤　正道
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係